

平成24年 1月16日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

ハッピーエイジング・ファンド（ハッピーエイジング20、30、40、50、60）の信託約款の変更（予定）のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「ハッピーエイジング・ファンド（ハッピーエイジング20、30、40、50、60）」（以下「各ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、信託約款の変更を予定しております。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、今般の信託約款の変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

記

1. 変更内容

各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの評価、入れ替えを行わないこととし、その助言に関する損保ジャパンDC証券株式会社との投資顧問契約を解約します。

※信託約款の変更内容については、後記【参考】をご参照ください。

2. 変更理由

各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、設定来、その運用状況ならびに運用会社について優良と評価されていることから、今後は入れ替えを行うことなく継続して投資対象として選定いたします。

3. 手続き日程

- ・新聞公告日 平成24年1月16日 ※信託約款の変更の予定は、日本経済新聞（朝刊）で公告します。
- ・異議申立期間 平成24年1月16日～平成24年2月28日
- ・異議申立口数集計日 平成24年2月29日
- ・信託約款変更日 平成24年3月8日
- ・信託約款変更適用日 平成24年3月30日

4. 異議申立てについて

公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対し、書面により、各ファンドの信託約款の変更に関する異議を申立てることができます。

異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときは平成24年3月8日付で各ファンドの信託約款の変更を行い、平成24年3月30日より適用する予定です。

なお、異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。この場合、信託約款の変更を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。

5. 異議申立ての方法

予定しております信託約款の変更に対し異議のある受益者の方は、書面に以下の内容をご記入のうえ、平成24年2月28日までに後記の宛先（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社）まで、異議をお申立てください（平成24年2月28日弊社必着）。

信託約款の変更にご同意いただける場合、異議お申立ての手続きは必要ありません。

(1) 宛先

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品企画部

(2) ご記入いただく内容

①ファンド名 (ハッピーエイジング20、30、40、50、60) ②住所 ③氏名 (記名・販売会社のお届け印捺印) ④電話番号 (日中連絡先) ⑤平成24年1月16日現在の保有口数 ○○○口 ⑥取扱販売会社、取引店名、口座番号※ ⑦信託約款の変更について反対する旨

※各ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一の販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、販売会社または口座ごとの保有口数をご記入ください。

(注)

- ・ご記入内容に不備等がある場合には、異議お申立てを受付できない場合があります。
- ・異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際に必要がある場合には、ご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。

6. 異議お申立ての受益者の買取請求手続について

信託約款の変更が行われた場合には、異議をお申立てされた受益者は、平成24年3月9日から平成24年3月28日までの間に、自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して、投資信託財産による買取りを請求することができます。買取請求手続きについては、異議をお申立てされた受益者の方に対して、あらためてご案内させていただきます。

信託約款の変更に異議をお申立てされた受益者が、必ず買取請求をしなければならないわけではございません。

買取請求は、信託約款の変更に対し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

買取りの価額は、信託約款の変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額 (受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額 (当該基準価額の0.2%) を控除した額) となります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。
※当該買取事務に関する費用 (振込手数料、計算書送付費用等) はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。また、上記のとおり手続が必要となるため、買取請求手続きによる買取代金のお支払いは、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

また異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託約款の変更に異議をお申立てしたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご解約のお申込みを受付けます。

なお、買取請求を行った受益権については、解約のお申し込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業部
電話番号 03-5290-3519 (受付時間 営業日の午前9時~午後5時)

個人情報の取扱いについて

異議お申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行 (再信託受託会社を含みます。) 及び委託会社 (弊社) が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続に伴い取得した個人情報は異議お申立て及び買取請求に関する事務を処理するために利用いたします。

[参考]

予定している信託約款変更の内容は、以下の通りです。

信託約款新旧対照表

【追加型証券投資信託 ハッピーエイジング・ファンド ハッピーエイジング 20 ハッピーエイジング 30 ハッピーエイジング 40 ハッピーエイジング 50 ハッピーエイジング 60】

訂正後	訂正前
<p>運用の基本方針 2. 運用方針 (2) 投資態度 (略) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>④国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。</p> <p>⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。</p> <p>⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方針 (2) 投資態度 (略)</p> <p><u>④各マザーファンド等の運用状況ならびにその運用会社に関して少なくとも年1回評価を行い、優良でないと判断したマザーファンド等(運用会社)は、新たに選定する運用会社が運用するマザーファンド等と入れ替えを行います。</u></p> <p><u>⑤損保ジャパンDC証券株式会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき当ファンドが投資するマザーファンド等(運用会社)の選定(追加を含みます。)について助言を行います。また、同社のデュー・デュー・イリジェンス・プログラムを用いて、当ファンドを構成する各マザーファンド等について継続的な評価を行います。その結果、投資の継続が好ましくないと判断した場合は、当該マザーファンド等に代えて新たに投資するマザーファンド等(運用会社)について推奨を行います。</u></p> <p>⑥国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。</p> <p>⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。</p> <p>⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。</p>